

学校等の行う 無料職業紹介事業のポイント

はじめに

職業安定機関以外の者が職業紹介事業を行うには、原則として厚生労働大臣の許可が必要となります。しかし、学生・生徒等の職業紹介については、学校等が職業教育の延長としてこれを行うことにより、学生・生徒等が受けた職業教育を有効に活用した職業に就くことが可能となることから、学生・生徒等の職業適性を十分に把握している学校等が、職業安定機関の指導・援助を受けながら自らの事業として職業紹介を行うことが望ましいと考えられます。

こうしたことから、学校等は、職業安定法第33条の2の規定により、厚生労働大臣に届出を行うことにより、無料職業紹介事業を行うことができるようになっています。

無料職業紹介事業を行う際に必要となる届出、手続き等

① 無料職業紹介事業を行う場合

無料職業紹介事業を行う場合は、まず「（学校等）無料職業紹介事業届出書（開始・廃止）」に必要な書類を添付して、管轄公共職業安定所長へ届け出ることが必要となります。

届出の効力は、管轄公共職業安定所長がこれを受理したときに発生し、当該届出日から事業を行うことができます。

② 届出内容を変更する場合

下記の事項について、届出の内容を変更する場合は、変更する事実の発生した日から10日以内に、「（学校等）無料職業紹介事業届出書（変更）」を管轄公共職業安定所長へ提出してください。

（※業務運営規程や個人情報適正管理規程の内容を変更した場合は、これらも提出してください。）

《届出が必要となる変更事項》

- ・ 届出者（学校名・学校長・所在地）
- ・ 事業所（名称・所在地）
- ・ 取り扱うべき職業紹介の範囲
- ・ 業務運営規程
- ・ 個人情報適正管理規程

例えばこんな場合は届出が必要です。

- ・ 人事異動により届出者（学校長）が変わった
- ・ 学校名を変更した
- ・ 学校が移転した

③ 職業紹介事業報告書の提出

無料職業紹介事業を行う学校等は、4月1日から3月31日までを無料職業紹介事業における事業年度とし、事業年度における状況を報告書にまとめ、管轄公共職業安定所長に5月31日までに提出してください。

④ 無料職業紹介事業を廃止する場合の届出

無料職業紹介事業を廃止した場合は、廃止の日から10日以内に「（学校等）無料職業紹介事業届出書（開始・廃止）」により管轄公共職業安定所長へ届け出てください。

各種届出・手続き等一覧

手続き内容	様式	提出部数	提出期限等	提出先
事業の開始	【様式1】 (学校等) 無料職業紹介 事業届出書 (開始・廃止)	正本1部 副本2部	(管轄公共職業 安定所長が届出 を受理したとき に効力が発生)	管轄公共職業 安定所長
届出内容の変更	【様式2】 (学校等) 無料職業紹介 事業届出書 (変更)	正本1部	変更する事実の 発生した日から 10日以内	
職業紹介事業 報告書	【様式3】 学校等を行う 無料職業紹介 事業報告	正本1部 副本1部 (さらに副本1 部を学校等の控 えとして保管)	5月31日まで	
事業の廃止	【様式1】 (学校等) 無料職業紹介 事業届出書 (開始・廃止)	正本1部 副本2部	廃止の日から 10日以内	

※各様式は愛知労働局のホームページからダウンロードできます。

<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/home.html> にアクセスし、

「パンフレット・様式」 → 「職業紹介関係」をクリックし、「様式」の一覧から取り出すことができます。

学校等を行う無料職業紹介実績の情報提供について

無料職業紹介事業を行う学校等は、職業紹介の実績に関する以下の①から④の情報を、学校等の運営するホームページ等において提供することが努力義務となっています。

	情報の内容	掲載開始・更新時期	掲載期間
①	就職者数	翌年度の4月1日 ～4月30日	原則2年6か月
②	①のうち期間の定めのない労働契約を 結んだ者の数	翌年度の4月1日 ～4月30日	原則2年6か月
③	②のうち就職から6ヶ月以内に解雇以外の 理由で離職した者の数	翌年度の10月1日 ～12月31日	原則2年間
④	②のうち③に該当するかどうか明らかで ない者の数	翌年度の10月1日 ～12月31日	原則2年間